

災害時のアレルギー疾患対策の取組

アレルギーは生活や環境に密着する疾患であるだけに、災害という特殊な状況においては、アレルギー疾患患者が適切に自己管理を行うことができなくなること等により、アレルギー症状が悪化することが懸念されます。

そこで、「埼玉県アレルギー疾患対策推進指針」の中の施策体系において、「3. アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上 (3) 災害に備えた体制の整備」を掲げ、災害時を想定した取組を進めてまいります。

まず、今年度は、災害時においても、アレルギー疾患が適切に管理され、重症化が予防されるよう、平常時から備えておくべきことの準備を患者・家族・関係者への情報提供を行います。

(1) 個人の備え（自助）への支援

患者・家族のための啓発資材（必要物品リストや緊急カードの含まれるパンフレット）の作成を行い、患者・家族に直接お渡しするため、かかりつけ医である各医療機関を通じての配布を依頼する。

- 【参考】○日本小児アレルギー学会「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」
○独立行政法人環境再生保全機構「よくわかる食物アレルギー対応ガイドブック」

(2) 公的な備え（公助）への支援

各市町村での防災対策の取組の中で、アレルギー疾患患者に配慮していただけるよう、防災担当主管課長会議（令和元年7月10日実施）において、関係学会からの資料等に基づき情報提供を行った。

また、今年度のアレルギー疾患研修会のうち、行政担当者向け研修の中で災害時のアレルギー疾患患者の配慮について情報提供する。

- 【参考】○日本小児アレルギー学会からの通知
食物アレルギー対応の非常食糧の備蓄の目安
「表示義務となっている7食品をカバーしている」
「粉ミルクは全備蓄量の2%程度をアレルギー用ミルクとする」
「アレルゲンを含まないアルファ化米も備蓄する」